

宮古市物品の製造の請負、物品の買入れ等の契約に係る 指名競争入札参加者指名基準

平成 19 年 6 月 27 日

告示第 118 号

(目的)

第 1 条 この告示は、宮古市（以下「市」という。）が発注する物品の製造の請負、物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名の基本方針)

第 2 条 入札参加者の指名は、物品等指名競争入札参加登録業者名簿に登載された者のうち、次に掲げる者を優先して指名するものとする。この場合においては、特定の者に偏しないよう公平かつ適正に行わなければならない。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第 2 条に定める中小企業に該当する者
- (2) 市内に本店又は主たる営業所を有する者

(指名の留意事項)

第 3 条 入札参加者の指名は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 市における指名及び受注の状況
- (4) 他の官公庁における契約実績
- (5) 過去の履行状況
- (6) 発注契約における地理的条件
- (7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (8) 発注契約に対する履行能力

(指名の制限)

第 4 条 次に掲げる者は、入札参加者の指名を受けることはできない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者で、入札参加者として指名することが不適切であると認められる者
- (2) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員

(指名業者数)

第 5 条 指名競争入札における指名業者の数は次に掲げるとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、指名業者数を増減して指名することができる。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 予定価格が 80 万円以下の場合 | 3 者以上 |
| (2) 予定価格が 80 万円を超えて 100 万円以下の場合 | 4 者以上 |
| (3) 予定価格が 100 万円を超える場合 | 6 者以上 |

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。